

COMPASS 発達支援センター本部

令和
5年度

事業所における自己評価結果（公表）

討議日：令和5年10月20日

公表日：令和6年4月12日

チェック項目		はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標	
環境・体制整備	1	6		国の定めた基準以上の広さを確保し、スペースは児童の特性に応じて適切に配置・利用しています。		
	2	6		法律の定めた配置数以上の職員数で対応しています。		
	3	6		児童の特性に応じた視覚支援や年齢発達に応じた物の配置・導線作りに努め、定期的に見直しをおこなっています。構造的に段差は少なく、概ねバリアフリーになっています。		
	4	6		営業時間開始前に清掃・消毒を毎日実施しています。換気は一日を通して実施しています。		
業務改善	5	6		サービス提供前に利用児童の支援について話す時間を設けています。また、定期的な会議を行い、日々の振り返りや業務改善についても話し合い共通理解に努めています。		
	6	6		毎年アンケートを配付し、ご意見やご意向を把握することにより、改善につなげています。今後も公式 Web サイトで公開してまいります。		
	7	6		COMPASS 発達支援センター公式 Web サイトにて公開しております。	今後も公式 Web サイトで公開してまいります。	
	8	6		現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。	
適切な支援の提供	9	6		職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している。		
	10	6		アセスメントを適切に行い、児童と保護者様のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している。	より良い支援のためにアセスメントを適切に行い、しっかりと保護者様から情報を聞き取り、記録し、支援計画作成に活かしています。	
	11	6		児童の適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している。	標準化されたアセスメントシートを使用し、状況の把握に努めています。	
	12	6		児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」「発達支援」「家族支援」「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている。	児童発達支援ガイドラインを踏まえ、具体的な支援内容が設定された支援計画を作成しています。	
	13	6		児童発達支援計画に沿った支援が行われている。	一人ひとりの支援計画内容は、全職員に周知・共有し個々の計画に沿った支援を提供しています。	
	14	6		活動プログラムの立案をチームで行っている。	季節に合ったものを取り入れたり、運動・言語療育のプログラムを定期的に取り入れるなど、職員間で話し合い、立案しています。	
	15	6		活動プログラムが固定化しないよう工夫している。	児童の状況に合わせ、個別療育の他、イベントや製作・集団活動も取り入れ、活動が固定化しないよう工夫しております。また、利用頻度が少ない児童に関しては、イベント等に参加できるような日程を調整しております。	
	16	6		児童の状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している。	個別の活動を軸に置いていますが、運動・言語療育などを定期的に取り入れ、集団活動への参加を促す支援計画を作成しています。	
	17	6		支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している。	その日の役割分担などについては職員間で必ず確認しています。また、必要に応じて児童の様子も情報共有を行いながら、共通認識を図っています。	
	18	6		支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している。	支援終了後の打ち合わせは翌日の朝に時間を設け、振り返りをおこなっています。勤務の関係で打ち合わせに参加できない場合は、連絡ノートを活用し、共通理解に努めています。	
関係機関や保護者様との連携	19	6		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている。	日々、支援経過の記録を徹底し、検証・改善につなげています。記録は、出来たことだけでなく、苦手なこと・課題なども記録するようにし、より良い支援につなげています。	
	20	6		定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している。	少なくとも6カ月に1回はモニタリングを実施し、支援計画の見直しをおこなっています。	
	21	6		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその児童の状況に精通した最もふさわしい者が参画している。	担当者会議には、児童の状況に精通している児童発達支援管理責任者が参画しています。会議の内容は持ち帰り、職員間で共有しています。	
	22	6		母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている。	必要に応じて各種関係機関と連携に努め、情報共有をおこなっています。	
	22	6		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている。	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	24	6		（医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある児童等を支援している場合）児童の主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている。	現在医療的ケアが必要な児童は在籍していません。	事業所は重症心身障害以外の児童が対象となっていることもあり、今後受け入れ希望があった場合は、慎重に検討し、受け入れ体制・事業所のあり方について模索してまいります。
	25	6		移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚園）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	保護者様のご意向を確認したうえで各関係機関と情報共有・相互理解に努めています。	
	26	6		移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている。	小学校などへの進学時には、保護者様のご意向を確認したうえで進学先との情報共有に努めています。	
	27	6		他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている。	事業所を併用している児童については担当者会議で情報共有に努め、相談支援専門員を通して様子をうかがっています。	
	28	2	4	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流などの外部の児童と活動する機会がある。	個人情報の関係もあり、活動する機会が実現できていませんが、保護者様のご意向を踏まえつつ、必要に応じて今後検討してまいります。	児童の現状や保護者様のご意見等を踏まえて、交流会等の機会を検討してまいります。
保護者様への説明責任等	29	1	5	（自立支援）協議会子ども部会や子ども・子育て会議等へ積極的に参加している。	状況に合わせて参加するようにしています。	日程の調整が難しい場合もありますが、自身に必要な研修・講演等に参加できるようにしていきます。
	30	6		日頃から児童の状況を保護者様と伝え合い、児童の発達の状況や課題について共通理解を持っている。	送迎時や連絡帳にて、児童の様子をお伝えし、発達状況や課題について共通理解に努めています。また、電話連絡や面談の場を設け、より密な情報共有に努めています。	
	31	6		保護者様の対応力の向上を図る観点から、保護者様に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っている。	家庭連携を通じて保護者様のお悩みやお困りごとなどをお聞きし、必要な助言や効果的な支援方法などをお伝えするように努めています。また、ご家庭での協力が必要な場合にはご提案をさせていただき、可能な範囲で取り組んでいただいております。	
	32	6		運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている。	契約時に運営規程、利用者負担等について丁寧な説明に努めています。また、質問やご不明な点がないかなどを確認しながら進めています。	
	33	6		児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者様から児童発達支援計画の同意を得ている。	ガイドラインに基づいて支援計画を作成しています。保護者様へは支援計画の内容を示す中でわかりやすい内容の説明を心がけ計画の同意を得ています。	
	34	6		定期的に、保護者様からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている。	お悩みのご相談があった場合は、その都度助言をおこなっています。また、いただいたご質問やその場での回答が難しい内容は一度持ち帰り、迅速な対応を心がけています。	
	35	6		父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者様同士の連携を支援している。	個人情報の関係もあり、保護者様の集まる機会が実現できていませんが、ご意向を踏まえつつ、必要に応じて今後検討してまいります。	児童の現状や保護者様のご意見等を踏まえて、交流会等の機会を検討してまいります。
	36	6		子どもや保護者様からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、児童や保護者様に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している。	日々の利用に関するご意見やご相談については、迅速に対応できるよう配慮しています。苦情へのご相談窓口も設けており、契約時にご説明しております。	
	37	6		定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を児童や保護者様に対して発信している。	公式 Web サイトのブログにて事業所の様子をお伝えしており、「COMPASS だより」を季刊発行しています。また、事業所便りを毎月配付し、児童の日々の様子や行事の様子などを写真とともにわかりやすく掲載しています。	
	38	6		個人情報の取扱いに十分注意している。	個人情報に関する書類は、鍵付き書庫で保管し、取扱いには十分配慮しています。また、写真や動画の撮影が必要な場合は事前に保護者様に許可をいただいております。	
非常時等の対応	39	6		障がいのある児童や保護者様との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている。	児童には状況や特性に合わせた伝達方法を用いています。保護者様には連絡帳を始め、口頭でも伝達をしており、専門用語は避け、わかりやすい言葉を使うよう心がけています。	
	40	1	5	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている。	個人情報の関係もあり、保護者様の集まる機会が実現できていませんが、ご意向を踏まえつつ、必要に応じて今後検討してまいります。	今後、保護者様のご意見も伺いながら検討してまいります。
	41	6		緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者様に周知するとともに発生を想定した訓練を実施している。	各種マニュアルを策定するとともに、事業所に掲示して保護者様にご案内させていただいております。また、定期的な訓練も実施しています。	
	42	6		非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている。	避難訓練は、児童も参加しての訓練を年間を通して4回実施しています。訓練の様子は事業所便りを通してお伝えしています。	
	43	6		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等の児童の状況を確認している。	会社で統一したアセスメントツールを使用して状況の把握に努めています。また、連絡帳や電話連絡を通して状況の変化を確認させていただいています。	
	44	6		食物アレルギーのある児童について、医師の指示書に基づく対応がされている。	契約時に確認を行い、アレルギー児童のリストを作成のうえ、職員と情報共有を行い、対応しております。	
	45	6		ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している。	ヒヤリハット事例集を作成して、職員間に周知し再発防止に努めています。作成時には、今後の安心安全な事業所運営に活かすため、状況の説明・対策を事細かに、かつ、わかりやすく記録するように心がけています。	
	46	6		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている。	事業所内で職員研修を実施し、虐待防止について周知に努めています。	
47	6		どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、児童や保護者様に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している。	利用契約書では、原則として身体拘束は禁止となっておりますが、止むを得ず必要な場合には、保護者様に十分なお説明をおこない、承諾を得て支援計画に記載するようにしています。		

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。